地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年3月26日

横浜市契約事務受任者 中区長 小林 英二

- 契約の概要
  シャッターのリミット調整 N=1 箇所
- 2 履行(納品)場所 中区桜木町1丁目地先
- 3 契約日 令和6年1月26日
- 4 履行日又は履行期間 令和年3月15日
- 5 契約金額 39,600 円
- 6 契約の相手方(名称及び所在) 文化シヤッター株式会社 横浜営業部 部長 野口秀達 横浜市中区吉田町 65 ERVIC 横浜 10F
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由 シャッターを上げた際にすべて上がりきらず、シャッターが一部下がっている状況 であり、早期に修繕が必要な状況であったため、随意契約としました。
- 8 契約の相手方の選定理由 当該事業者は当該シャッターの製造メーカーであることから、早期に修繕の手配を 行い、最短で復旧作業を行うことができるため、契約の相手方として選定しました。
- 9 所管課 中区中土木事務所道路係